

受講者の皆さまへお知らせとお願い

【新型コロナウイルス感染症の対応】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日に5類感染症となり、基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となりました。

政府からの個人や事業者の判断に資するような感染症法に基づく情報や、専門家の提言等を踏まえ、適切な感染対策を講じて安心・安全の確保に努めながら講習会を運営してまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・厚生労働省においては、感染症の発症後5日間は感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間の外出を控えることが推奨されており、この期間に受講日が該当する場合は、事務局へ連絡の上、受講をお控え願います。
- ・講習会場では3つの密（密閉・密集・密接）を回避する行動をお願いいたします。また、建物内のマスク着用を推奨しますので、マスクを持参いただきますようお願いいたします。なお、講師・事務局はマスクを常時着用します。
- ・講習会場の入口付近などにアルコール消毒液を設置しておりますので、講習開始前、休憩時間などに手指消毒をお願いいたします。
- ・講習会当日の受付時に検温を実施いたします。体温が37.5度以上の方は受講をご遠慮いただきます。また、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚障害など、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状のある方は受講をご遠慮いただきます。
- ・講習会参加中は、咳エチケットに留意していただくとともに、体調が悪くなった場合は、無理をせずに必ず事務局へお申し出ください。